共同募金運動

「赤い羽根共同募金」「地域歳末たすけあい募金」が始まります

今年も10月１日から共同募金運動が全国一斉に始まります。皆さまの温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

募金は、強制ではありません。皆さまの善意のご協力をお願い申し上げます。

募金の使いみち

皆さまから集まった募金で、松伏町社協では、下記の事業を実施しています。
皆さまのご協力をお願い申し上げます。

①ひとり暮らし高齢者激励事業
②歳末大掃除事業
③ひとり親家庭図書カード配布事業
④新生児絵本配布事業
⑤あったかギフト事業（生活困窮世帯の方）
⑥災害対策事業
⑦紙おむつ配布事業
⑧まつぶし社協だよりの発行
⑨フードパントリーまつぶし事業

※その他、埼玉県内の社会福祉施設や災害支援活動等に配分されます。

歳末たすけあい事業の申請受け付けが始まります

申請期間：令和６年９月20日（金）～令和６年10月11日（金）
午前８時30分～午後５時15分（土日・祝祭日を除く）

申請方法：松伏町社会福祉協議会（ふれあいセンター２階）に直接お越しいただき、申請書にご記入ください。
お越しいただくことができない場合は、担当地区の民生委員さんへご相談いただくか、郵送による申請も受け付けておりますので、ご連絡ください。

連 絡 先：９９１－２７００・２７０１

注 意

※この事業を申請し利用するには、歳末たすけあい運動援護金検討委員会の審査がありますので、必ずしも利用できるとは限りません。

申請者 ①申請 → ← ④実施 社　協 ②審査 → ← ③決定 歳末検討委員会

この「社協だより」は、皆さまの社協会費や共同募金配分金などにより発行されています。